

大分県報

平成二十八年
号外（三四）
三月三十一日

（木曜日）

目次

大分県有財産規則の一部改正	一
大分県債権管理規則の一部改正	一
大分県職員委員会規則の一部改正	一
退職手当の支給等に関する規則の一部改正	二
大分県統計条例第六条第二項に規定する立入検査等を行う統計調査員その他の職員的身分を示す証明書の様式を定める規則の一部改正	二
大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正	二
大分県職業訓練手当支給規則の一部改正	二
牧野法施行細則の一部改正	三

○規則

大分県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第二十七号

大分県有財産規則の一部を改正する規則

大分県有財産規則（昭和三十九年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四十八条第一項中「第百六十九条の四第二項」を「第百六十九条の七第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

大分県債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日

大分県規則第二十八号

大分県債権管理規則の一部を改正する規則

大分県債権管理規則（昭和四十年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
第九条中「納付書」を「納入通知書」に、「昭和三十九年大分県規則第十九号」を「昭和四十九年大分県規則第十号」に、「第十一号様式」を「第九号様式」に改める。
第十条第二項中「第七号様式」を「第九号様式」に改める。
第十三条第一項を次のように改める。

部長は、有価証券を担保として提供させようとする場合は、これを供託所に供託させ、供託書正本を提出させるものとする。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書を提出させるものとし、振替株式会社（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に掲げる社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。以下この項において同じ。）を提供させようとする場合は、振替株式会社等の種類に応じ、当該振替株式等に係る振替口座簿の県の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録を申請させるものとする。

第十三条第七項中「指名債券」を「指名債権」に、「第三百六十四条第一項」を「第三百六十四条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十三条第一項の規定にかかわらず、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条に規定する登録社債等の担保の提供の手続については、なお従前の例による。

大分県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十九号

大分県報号外（規則）

大分県職員委員会規則の一部を改正する規則

大分県職員委員会規則(昭和三十一年大分県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条」を「第九条第三項」に、「基き」を「基づき」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十号

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則(平成二十一年大分県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の九中「条例第八条第五項」を「同条第五項」に改める。

第十九条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」と及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第三十一条第五項及び第三十二条第五項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」と及び「又は失業保険金」を削る。

第十三号様式(表中「(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)」を「(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)」に改め、同様式(裏)の注意事項2中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(8)までを(4)から(7)までとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県統計条例第六条第二項に規定する立入検査等を行う統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十一号

大分県統計条例第六条第二項に規定する立入検査等を行う統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

別記様式中「第16条」を「第15条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十二号

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年大分県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十八項」に改める。

第六条第一項中「第二条」を「第三条」に改める。

附則

この規則中第六条の改正規定は公布の日から、第二条の改正規定は平成二十八年四月一日から施行する。

大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十三号

大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

大分県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年大分県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五の七第一項各号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

牧野法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十四号

牧野法施行細則の一部を改正する規則

牧野法施行細則（昭和二十六年大分県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 法第三条第四項（同条第六項の規定により準用する場合を含む。）の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ、述べようとする意見の要旨を記載した文書を公聴会開催の七日前までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による意見の要旨を記載した文書は、別記第二号様式とする。

第四条の次に次の三条を加える。

第四条の二 公聴会は、大分県職員のうちから知事が指名する者が議長として主宰する。

第四条の三 公聴会においては、議長は、まず異議申出人に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、当該異議申出人が出席しないときは、異議申出書の朗読をもつて陳述に代えることができる。

第四条の四 議長は、公聴会において、当該事案の範囲を超えて発言した者又は不穏当な言動があつた者に対して、その発言を禁止し、又はその退席を命ずることができる。

第五条を次のように改める。

（公聴会の調書）

第五条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

2 前項の規定による公聴会の調書は、別記第三号様式とする。

第一号様式中「**滋証**」を「**証**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。